

2019年10月30日

大阪教育委員会
教育長 山本 晋次 様

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏 和
連合大阪大阪市地域協議会
議長 木戸 茂

「学校の働き方改革」に関する要請

貴職におかれましては、益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。また、日頃は連合大阪大阪市地域協議会の活動に対しまして、ご高配を賜っていることに深く感謝申し上げます。

2017年4月に公表された、文部科学省による教員勤務実態調査（2016年度）によると、教員の平均勤務時間は10年前の調査から30分以上増え、1日平均で11時間を超えています。過労死リスクが高まるとされる「過労死ライン」である月平均80時間以上の時間外労働に相当する教員が中学校で約6割、小学校で約3割と、教職員の健康や教育の質の確保が危機的な状況になっています。

中央教育審議会は、2019年1月に、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」を取りまとめ、「健康確保、労働安全衛生管理の観点からも、上限ガイドラインとともに、教師の勤務時間を適切に把握・管理しなければならないことを学校現場において徹底することが必要」「教師については、地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、一年単位の変形労働時間制を適用することができるよう法制度上措置すべき」などと指摘しています。

教職員の長時間労働の是正は喫緊の課題であり、それが教育の質の確保につながります。つきましては、学校の働き方改革を進めるために、教職員の長時間労働を着実に是正するための具体的な方策を実行していただくよう要請いたします。

記

1. すべての学校で、教員が業務に従事している時間を「在校等時間」として客観的に把握し、勤務時間管理を徹底すること
2. 「勤務時間の上限に関するガイドライン」に掲げられている、時間外労働の上限（原則月45時間、年360時間）について、各学校が遵守できる環境を整備し、実効性を確保すること
3. 学校が担っている業務について、「教員が専門性を発揮できる業務かどうか」などの観点から、①学校以外が担うべき業務、②学校の業務だが必ずしも教員が担う必要のない業務、③教員の業務に仕分け、教員の業務および勤務時間を削減すること
4. 「一年単位の変形労働時間制」は、教員が年間を通して多忙な現状のままでは、期待される効果が曖昧であるため、休日の増加と日常的な長時間労働の是正につながるものであることが十分に確認された上で、あくまでも限定的な導入とすること
5. 「一年単位の変形労働時間制」の対象は、「部活動ガイドライン」や「勤務時間の上限に関するガイドライン」を遵守している学校に限定すること

以上